

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	電気供給業者に対する課税標準の算定にあたって、ガス供給業者よりガスの供給を受けて電気を供給する場合の当該ガスに対する支払額相当額を控除する制度	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気供給業を行う法人が、ガス供給業を行う法人からガスの供給を受けて電気の供給を行う場合における、事業税の課税標準である収入金額</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の収入金額の算定に当たっては、ガス供給業を行う法人から供給されたガスに係る支払額相当額を控除する。</p>	
関係条文	〔 地方税法 第72条の24の2第1項、 地方税法施行令 第22条 〕	
要望理由	<p>平成7年の発電・卸電力市場自由化、平成12年以降の電力小売市場部分自由化により、発電・卸電力市場への新規参入として、原料調達に優位性を有するガス事業者や特定規模電気事業者（以下、PPS）等による天然ガス火力の増加が顕著である。</p> <p>これまで新規参入者は一般電気事業者の供給力に依存した事業運営を行っていたが、今後はガス事業者の自前の大規模電源の開発が予定されており、新規参入者の一般電気事業者の供給力への依存度の低下、及び競争力の向上等を通じた市場活性化のための牽引役として期待されている。</p> <p>ところで、ガス事業者や PPS 等が天然ガス火力に新規参入する場合の参入形態をみると、実際にはリスクシェアのために他社との合弁や一部業務のみへの参入といった形にならざるを得ないが、その際、ガス事業者の本体業務における LNG の調達・供給ルートを活用するために、発電・卸売を担うガス事業者、PPS 等の関係会社が、ガス事業者からガスの供給を受けて、電気の供給を行うことが多い。</p> <p>この場合、燃料調達から発電までを一貫して行う一般電気事業者と比較すると、両者とも原燃料調達から発電、卸売までの工程全体として見れば共通しているにも係わらず、前者については、事業税において、当該関係会社（発電会社）がガスの購入対価として支払う額に相当する収入金額について、課税がなされることとなる。</p> <p>この課税の状況は、同一市場における事業主体間の競争条件の公平性を損なうおそれがあるため、発電・卸電力市場における競争を活性化する観点から、当該状況を改善すべく、本措置を講ずることが必要である。</p>	
減収見込額	（初年度） 1,579 () （平年度） 1,579 () （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		